

1 はじめに

漁業権は、5年ごとに作成する漁場計画において設定され、行政庁の免許によって取得されます。この「漁業権の概要」は令和5年9月に一斉切替えとなった漁業権の内容を分かりやすく整理したものです。なお、具体的な漁場計画及び免許の状況については、以下のとおり千葉県報に登載しています。

	千葉県報の告示番号	
	海面の漁業権	内水面の漁業権
漁場計画	千葉県報第 13836 号 令和 5 年 5 月 12 日付け千葉県告示第 202 号	千葉県報第 13836 号 令和 5 年 5 月 12 日付け千葉県告示第 203 号
漁業の免許	千葉県報第 13869 号 令和 5 年 9 月 5 日付け千葉県告示第 343 号 及び第 344 号	千葉県報第 13869 号 令和 5 年 9 月 5 日付け千葉県告示第 345 号

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/gyogyou/index.html>

また、漁業権の区域や内容については、海上保安庁が運用している「海しる（海洋状況表示システム）」においても確認することができます。

<https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html>

2 漁業権の免許状況（令和5年9月1日現在）

(1) 免許状況

千葉県における漁業権の免許の状況は下表のとおりです。

漁業権の種類	水面	件数
共同漁業権	海面	61 件 ^{※1} （うち短期免許 4 件）
	内水面	15 件 ^{※2}
	小計	76 件
区画漁業権	海面	37 件（うち短期免許 9 件）
	内水面	4 件
	小計	41 件
定置漁業権	海面	11 件
合計		128 件（うち短期免許 13 件）

※1 千葉県知事及び茨城県知事が交互に免許している大根漁場の共同漁業権 1 件を含む

※2 東京都知事が免許している江戸川の共同漁業権 1 件を含む

(2) 漁業権の存続期間

共同漁業権 …………… 10 年（令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで）

区画漁業権

（築堤式養殖業等） …… 10 年（令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで）

（上記以外のもの） …… 5 年（令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで）

定置漁業権 …………… 5 年（令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで）

なお、以下の漁業権は短期免許となっています。

- ・東京湾北部の共同漁業権及び区画漁業権の一部 …… 存続期間 1 年以内
- ・千葉県及び茨城県が交互に免許している大根漁場の共同漁業権 …… 存続期間 3 年 4 か月

(3) 漁業権の種類

ア 共同漁業権

- 第1種 藻類、貝類又は定着性の水産動物を目的とする漁業
(海面 : わかめ、ひじき、てんぐさ、はまぐり、あさり、あわび、とこぶし、さざえ、うに、なまこ、いせえび、たこ、餌むし等)
(内水面 : しじみ、かき、あさり、はまぐり、餌むし)
- 第2種 海面において網漁具を移動しないように敷設して営む漁業であって定置漁業以外のもの
(固定式刺し網、すだて、小型定置)
- 第3種 海面において営む地びき網漁業等
- 第5種 内水面において営む漁業であって第1種以外のもの
(あゆ、こい、ふな、おいかわ、うぐい、うなぎ、わかさぎ、もつご等)

イ 区画漁業権

- 第1種 一定の区域内において石、瓦、竹、木等を敷設して営む養殖業
(のり養殖、二枚貝垂下式養殖、わかめはえ縄式養殖、魚類小割式養殖等)
- 第2種 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業
(築堤式養殖)
- ※ 区画漁業権については、以下の2つに区分されています。
- ・団体漁業権 免許を受けた漁業協同組合の組合員が漁業を営むもの
 - ・個別漁業権 免許を受けた者自らが漁業を営むもの (例：組合が自営する漁業)

ウ 定置漁業権

身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 27m 以上である定置網

(4) 保全沿岸漁場

設定なし

3 漁業権の内容

(1) 海面

ア 漁業権一覧

(ア) 共同漁業権

免許番号	漁業の種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	関係地区	条件
共第1号	第1種共同漁業	市川市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	市川市塩浜地先	市川市	なし
	もがい			1/1～12/31				
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				ほんびのすがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			雑魚固定式刺し網	1/1～12/31			
共第2号	第1種共同漁業	新木更津市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市牛込及び金田 東二丁目地先	木更津市牛込、金田東二丁目 (旧牛込の区域に限る。) 及 び金田東三丁目(旧牛込の区 域に限る。)	なし
				もがい	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
共第3号	第1種共同漁業	金田	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市金田東二丁目 から畔戸に至る地先	木更津市金田東一丁目、金田 東二丁目(旧中島の区域に限 る。)、金田東三丁目(旧中 島及び旧中野の区域に限 る。)、金田東四丁目、金田 東五丁目、金田東六丁目、中 島、瓜倉、畔戸及び中野	なし
				もがい	1/1～12/31			
				かき	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
	第2種共同漁業			雑魚すだて	3/1～11/30			
共第4号	第1種共同漁業	新木更津市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市久津間及び江 川地先	木更津市久津間、江川及び岩 根	なし
				もがい	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			
共第5号	第1種共同漁業	新木更津市	R 5. 9. 1から R15. 8. 31まで	おごのり	1/1～12/31	木更津市中里地先	木更津市中里	なし
				もがい	1/1～12/31			
				はまぐり	1/1～12/31			
				あさり	1/1～12/31			
				ばかがい	1/1～12/31			
				しおふき	1/1～12/31			
				おおのがい	1/1～12/31			
				餌むし	1/1～12/31			

c 木更津・富津地区

